

子供が輝く東京・応援事業審査要領

27財事支第301号

平成27年5月15日

第1 目的

この要領は、子供が輝く東京・応援事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第4の2に規定する審査に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 審査区分

審査の区分は、形式審査、子供が輝く東京・応援事業公募審査会設置要綱により設置する審査会(以下「審査会」という。)による書類審査及び総合審査とし、審査にあたっては、助成金交付の目的に留意するものとする。

- (1) 形式審査は、応募書類に基づく資格審査及び法的審査とする。
- (2) 審査会による審査は、応募書類及びプレゼンテーションの内容をもとに行う、事業・企画審査とする。

第3 審査項目

(1) 資格審査

子供が輝く東京・応援事業助成金交付要綱(以下「助成要綱」という。)及び子供が輝く東京・応援事業公募要項(以下「公募要項」という。)に定める対象者及び対象事業であるか。

(2) 法的審査

各種法令、助成要綱、公募要項及び本要領(以下「諸規定」という。)に反していないか。

(3) 事業・企画審査

- ア 趣旨の適合性(助成事業として趣旨が合致しているか)
- イ 事業の目的(課題等が十分に検討されているか)
- ウ 事業の先駆性・先進性(先駆性・先進性の高い事業か)
- エ 成果目標(成果目標が適正に設定されているか)
- オ 実現可能性(確実に実施可能な事業か)
- カ 収支予算の的確性(収支予算書の内容が適正か)
- キ 実行体制の確保(十分な組織・体制・財源を確保し、内部統制が適正に図られているか)
- ク スケジュールの妥当性(スケジュール等が適切か)
- ケ 継続性(助成終了後も自主事業化できるか)
- コ 波及効果(事業成果の波及効果が高い事業か)
- サ 上記項目以外で特に評価できる点があるか

第4 審査の評価基準

- (1) 資格審査及び法的審査において、諸規定に反する事業については失格とする。
- (2) 事業・企画審査においては、次の評価基準により評価を行う。
 - ・非常に優れている・・・5
 - ・優れている・・・4
 - ・普通・・・3
 - ・やや劣る・・・2
 - ・劣る・・・1
- (3) 上記の評価に基づき、書類審査、審査会による総合審査の結果を踏まえて、助成者を選定する。
- (4) 評価に関する細目については、別に定めるものとする。

第5 審査結果の通知

審査結果は、審査会により選定された事業を公益財団法人東京都福祉保健財団の理事長が決定し、文書で通知する。

第6 審査内容の非公開

審査内容は非公開とする。

第7 守秘義務

審査会委員は、当該職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この要領は、平成27年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。